

淡路地域広域ごみ処理施設整備・運営事業

運営・維持管理業務委託契約上の
地位の譲渡に関する契約書（案）

令和6年4月

淡路広域行政事務組合

**淡路地域広域ごみ処理施設整備・運営事業
運営・維持管理業務委託契約上の地位の譲渡に関する契約書**

【代表企業】、【SPC出資企業】及び（以下総称して又は個別に「譲渡人」という）、【SPC】（以下「譲受人」という。）、【構成企業】（以下「その他受注者」という。）並びに淡路広域行政事務組合（以下「発注者」という）は、譲渡人及びその他受注者と発注者との間の令和[]年[]月[]日付『淡路地域広域ごみ処理施設整備・運営事業 運営・維持管理業務委託契約』（その後の変更を含み、以下「委託契約」という。）上の地位の譲渡に関して、以下のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（定義）

第1条 本契約において使用される用語は、本契約上定義されている場合又は文脈上別異に解するべき場合を除いて、委託契約における用語と同一の意味を有する。

（契約上の地位の譲渡）

第2条 譲渡人は、本契約に定める条件に従い、本契約締結日において、委託契約上の「受注者」の地位を譲受人に譲り渡し、譲受人は、これを譲り受け、発注者は、本書をもってこれを承諾するものとする（以下「本地位譲渡」という。）。なお、本地位譲渡に係る第三者対抗要件を備えるために、譲受人は、本契約締結後直ちに、本書に確定日付を取得するものとする。

2 譲渡人は、本地位譲渡により、委託契約に基づく「受注者」としての権利を失い、義務を免れる。なお、譲渡人は、本地位譲渡によっても、委託契約第47条の義務を免れない。

（表明及び保証）

第3条 譲渡人及び譲受人は、本契約締結日において、発注者に対して、本地位譲渡の実行のために必要な手続を全て履践していることを表明及び保証する。

2 譲渡人及び譲受人は、前項の表明及び保証事項が真実又は正確でないことが判明したときは、直ちに発注者に書面により通知するとともに、当該表明及び保証違反に起因して発注者に生じた損失、経費その他一切の損害を補償するものとする。

（準拠法及び裁判管轄）

第4条 本契約は日本国の法令に従い解釈されるものとし、本契約に関する一切の裁判の第一審専属管轄権は、神戸地方裁判所に属するものとする。

（定めのない事項）

第5条 本契約に定めのない事項については、必要に応じて譲渡人、譲受人及び発注者が別途協議して定めることとする。

以上の証として、本契約書を__通作成し、それぞれ記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

譲渡人

<代表企業>

[所在地]

[代表者職氏名]

印

<SPC出資企業>

[所在地]

[商号又は名称]

[代表者職氏名]

印

譲受人

<SPC>

[所在地]

[商号又は名称]

[代表者職氏名]

印

発注者

[所在地]

兵庫県洲本市港2番26号

[代表者職氏名]

淡路広域行政事務組合 管理者

印